五十八　第二―二章第二十規則6.1.4を次のように改め、6.1.4の次に6.1.5として次のように加える。（平成二十一年一月一日及び平成二十二年一月一日効力発生）

6.1.4　この規定の要件は、二千十年一月一日以後に建造された船舶について適用する。二千二年七月一日以後から二千十年一月一日前までに建造された船舶は、従来適用されていた6.1.4の要件（決議ＭＳＣ九九（七三）による改正を含む。）に適合するものとする。固定式加圧水噴霧装置を備える場合には、当該装置の作動によつて甲板にたまる多量の水に起因して復原性が著しく不利な影響を受けることにかんがみ、次の措置をとる。

.1　旅客船

.1.1　隔壁甲板の上方の区域には、国際海事機関が作成する指針を考慮して、甲板にたまつた水が速やかに直接船外に排出されるよう排出口を設ける。

.1.2.1　ロールオン・ロールオフ旅客船は、排出管の排出弁（満載喫水線に関する国際条約の要件に従つて隔壁甲板の上方の区域から操作し得る積極閉鎖装置を有するもの）を備え、かつ、船舶が海上にある間は開放しておく。

.1.2.2　6.1.4.1に規定する弁のいかなる操作も、航海日誌に記録する。

.1.3　隔壁甲板の下方の区域においては、主管庁は、第二―一章第三十五―一規則の要件に加え、ポンプ及び排水装置の設置を要求することができる。この場合において、排水装置は、国際海事機関が作成する指針を考慮して、水噴霧装置及び要求された数の消化ホースのノズルの合計容量の百二十五パーセントを下回らない量を除去するに足りる容量を有するものでなければならない。この排水装置の弁は、消火装置の制御装置近傍の保護された場所の外側から操作することができるものでなければならない。ビルジだめは、十分な容量を有するものであり、かつ、各水密区域において互いの間隔が四十メートルを超えないように船側に配置する。

.2　貨物船においては、排水装置及びポンプ装置は、自由表面の生成を防止するようなものでなければならない。この場合において、排水装置は、国際海事機関が作成する指針を考慮して、水噴霧装置及び要求された数の消化ホースのノズルの合計容量の百二十五パーセントを下回らない量を除去するに足りる容量を有するものでなければならない。ビルジだめは、十分な容量を有するものであり、かつ、各水密区域において互いの間隔が四十メートルを超えないように船側に配置する。このことが不可能な場合には、付加重量及び水の自由表面が復原性に及ぼす悪影響は、復原性資料の承認に当たつて、主管庁が必要と認める程度まで考慮する。この資料は、第二―一章第五―一規則によつて要求される船長に提供する復原性資料に含まれなければならない。

6.1.5　すべての船舶においては、閉囲された車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域であつて固定式加圧水噴霧装置を備える区域については、国際海事機関が作成する指針を考慮して、排水装置の閉塞を妨げる手段を備える。二千十年一月一日前に建造された船舶は、二千十年一月一日後の最初の検査までにこの規定の要件に適合するものとする。

五十九　第二―二章第二十規則の次に、第二十一規則、第二十二規則及び第二十三規則として、次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

第二十一規則　海難の基準、安全な帰港及び安全区域

1　適用

二千十年七月一日以後に建造された旅客船であつて第二―一章第二規則5に定義する長さが百二十メートル以上であり、又は三以上の主垂直区域を有するものは、この第二十一規則に適合するものとする。

2　目的

この第二十一規則は、3に規定する海難の基準を超えない事故の後、船舶が自走により安全に帰港するための設計基準を定め、また、安全区域についての機能要件及び性能基準を定めることを目的とする。

3　海難の基準

火災との関連において、海難の基準には次のものを含める。

.1　発生区域が固定式消火装置によつて保護されている場合における発生区域から最も近い「A」級周壁までの損失。この場合において、当該「A」級周壁は、発生区域の一部とすることができる。

.2　発生区域及びその隣接区域から最も近い「A」級周壁までの損失。この場合において、当該「A」級周壁は、発生区域の一部でないものとする。

4　安全な帰港

火災の損害が3に規定する事故の基準を超えないときは、船舶は、この章の第三規則51に定義する「安全区域」を確保しつつ、帰港することができるものでなければならない。帰港することができるものとみなされるためには、次の装置が、火災によつて影響を受けない船舶の場所において引き続き作動しなければならない。

.1　推進機関

.2　操舵（だ）装置及び操舵（だ）制御装置

.3　航行装置

.4　燃料油の給油、移送及び供給に関する装置

.5　船橋、機関区域、安全センター、消火チーム及び損傷制御チームの間の船内通信並びに旅客及び乗組員への通報及び招集のために必要とされる船内通信

.6　船外通信

.7　消火主管の管系

.8　固定式消火装置

.9　火災及び煙の探知装置

.10　ビルジ装置及びバラスト装置

.11　動力式の水密戸及び準水密戸

.12　5.1.2に掲げる「安全区域」を補助することが予定されている装置

.13　浸水探知装置

.14　損傷制御の取組に不可欠であると主管庁が決定した他の装置

5　安全区域

5.1　機能要件

.1　安全区域は、原則として内部区域とする。ただし、安全区域としての外部区域の使用は、作業する区域の制限及び関連する予想される環境上の条件を考慮して、主管庁が認めることができる。